

daily コラム

2018年2月2日(金)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

チップに税金はかかるのか？ (申告の方法と課税漏れ対策)

海外旅行で戸惑うチップ

日本人が海外旅行で戸惑う制度の代表がレストラン等で渡すチップの金額と支払い方です。チップとは、本来、サービスを受けたことに対するお礼として渡す気持ちの表れです。規定料金とは別の心づけです。

しかしながら、観光ガイドや添乗員に、「彼らの給料は低く抑えられていて、チップをもらうことを前提としたものになっています。少なくとも〇%位は渡して下さい」と言われると、本来のお礼の気持ちの心づけとは別のものとなってしまいます。

「何で本来経営者側が負担すべき給料を客に押し付けるのだ！」と言いたくなります。

チップは課税されるのか？

さすがチップの本場(?)と言いましょるか、アメリカでは、自己申告(+それを補う別制度あり)により、きちんと課税が行われる仕組みとなっています。また、自己申告に頼れない分は、補完の概算計算制度で課税も担保されるような仕組みとなっています。

日本におけるチップの課税

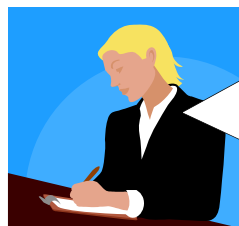
日本の場合、一般的にチップの習慣がありません。例外として、旅館で女中さんや運転手さんに渡すことがあります。

日本の個人所得税では、“勤務先を通さずに直接個人が懐に入れるチップ”は、雑所得として課税対象になります。申告対象です。

一方、チップを渡す方は、業務上の支払いの場合にはチップも所定の条件が整っていれば(=記帳の適時・適格性等)、“経費として落ちる”こととなります。ただし、接待交際費・給与・福利厚生費などとなり、それぞれ課税の扱いが変わってきますので、要注意です。

“経費として落ちる”ということは、税務署側も会社の税務調査等で資料収集しますから、渡された側が申告していなければ、課税漏れが発覚する可能性はゼロではないのです。そのため、「チップを直接個人がポケットに入れたら税務署はわからないだろう」ということはありません。

ところで、“勤務先を通して個人が受け取るチップ”というものもあります。これは、たとえば、「旅館などで女中さんがもらったチップはいったん会社に入れて全員で分ける」といったようなケースです。この場合は、各人は給与の一環としてもらうことになり、会社側が源泉徴収しなければならないこととなりますので、注意が必要です。



チップは基本的にいただきませんが、お客様の御心を害してはいけませんので、いただくこともあります。会社の皆で分けるので賞与扱いされています。

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

1. ～アメリカのチップに係る税金～

出典：財務省のメールマガジン「税制メールマガジン 第67号」（平成22年3月3日）に「4 諸外国における税制について ～アメリカのチップに係る税金～」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/merumaga220303.htm#d

「(前略) アメリカ文化の中でも、アメリカに旅行した日本人が戸惑うのが、日本にはない「チップ」という文化ではないでしょうか。タクシーに乗るとき、ホテルで荷物を運んでもらうときなど、「チップ」を支払う場面にたびたび出くわします。(中略)

ではこの「チップ」にはどのような税金がかかってくるのでしょうか。まず、この「チップ」については前年1年間の間に受け取った額全額を確定申告時（通常4月15日が締め切り）に給与収入と並びで収入（income）の中に含めて申告しなければなりません。よって、他の給与所得と同じように個人所得税が課されることとなります（アメリカでは10%～35%の累進課税）。また、この「チップ」には日本の社会保険料に当たる社会保障税（social security and Medicare taxes；本人負担分7.65%）も課されます。内国歳入庁（IRS）は1つの職業につき1ヶ月に20ドル以上の「チップ」を受け取った場合には、原則次の月の10日までに雇用主にその月の「チップ」の総額を報告する必要もあるとしています。そして雇用主が「チップ」を含めた給与所得から個人所得税や社会保障税の源泉徴収をすることとなります。もし受け取った「チップ」を雇

用主に報告しなかった場合には、ペナルティとして通常の税額に加えて50%の社会保障税が課される可能性があります。

しかし、なかなか自分の受け取ったチップを正直に報告しないのではないかと思う方もいるかもしれません。そんな場合のためにIRSは大きなレストランなどの飲食業を営む雇用主に対して、売上の一定額以上（原則8%）をチップとして報告することを求めています。もし、従業員からのチップの報告額の合計がその一定額に足りない場合には、その差額を従業員に割当てなければなりません。そのため、従業員は帳簿などによって自分の受け取った「チップ」の総額が証明できない場合には雇用主によって割当てられた「割当チップ」についても収入に含めなければならず、それに対して所得税や社会保障税を支払うこととなります。（後略）主税局調査課 村木 圭

2. チップは課税仕入れか？（＝該当しない） 国税庁質疑応答事例「チップの支払」

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kai/shaku/shitsugi/shohi/02/31.htm>

3. 昭和52年3月31日国税不服審判所
ドライブインに駐車する観光バスの運転手等に支払った駐車誘致費は交際費に当たるとされた事例。

4. 平成14年5月21日国税不服審判所
旅行業を営む会社とその主催旅行のバス乗務員に支払った心付けは、旅行者からの預り金の支払でなく、交際費等に当たるとした事例。